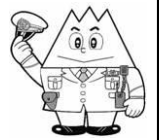




令和5年  
2月号

# 名水の里

編集・発行  
入善警察署  
直轄地域  
TEL72-0110



## 富山県迷惑防止条例

令和5年  
4月1日改正

### ✓のぞき見・盗撮行為場規制場所の拡充（第3条）

これまで「のぞき見」は公共の場所・乗物において、「盗撮」は公共の場所・乗物や学校、会社等の公共の場所等において規制されていました。

今回の改正により、その規制場所の制限がなくなり、**県内全ての場所・乗物で禁止されます。**

### ✓悪質な客引き行為等に対する規制を強化（第9条、15条）

規制対象業種に、これまでの性風俗店に加え、キャバクラ等の接待飲食店業、風俗案内所及び深夜マッサージ店等を仮装した性風俗店が追加されます。

また、「客引きをさせる行為」「指定地域における客待ち行為」が規制され、「客引き行為・客引きをさせる行為・客待ち行為に対する中止命令違反に関する両罰規定」を追加します(第15条)。



#### 指定地域における客待ち行為の禁止

警察官による中止命令後、最初の午前6時までの間に、再度違反した場合は、中止命令違反として罰せられます。

【指定地域】  
富山市桜木町地域  
桜木町  
総曲輪一丁目  
本町7番〜11番

## サイバー犯罪、ネット犯罪に注意!



パソコン、携帯電話、スマホやタブレットなどを通じた犯罪に巻き込まれないようにご注意ください!

- 不審なメールは開かない
- 間違って開いてしまっても、
  - URLはクリックしない
  - 添付ファイルは開かない
  - 返信したり電話したりしない
- 不審な広告のバナーやリンクをクリックしない



- ★本物の事業者を騙った偽サイトもあります。アドレスや連絡先に不審点がないか確認し、心配であれば家族等に相談しましょう。
- ★SNSに個人情報を安易に載せないようにしましょう。



## 富山県警察 安全情報ネット



身近な地域安全情報を

いち早くメールで配信します。



不審者



危険鳥獣



特殊詐欺

右の登録用二次元コードを読み取り、画面の指示に従って登録してください

